



島根県報

平成27年5月12日（火）

第2,698号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	（高齢者福祉課）	2
保安林の指定の解除	（森林整備課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水産課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（ 〃 ）	3
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	（ 〃 ）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中小企業課）	3

【公 告】

島根県公文書等の管理に関する条例の規定による特定歴史公文書等の保存及び利用の状況の公表	（総務課）	4
---	-------	---

【特定調達公告】

島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（原子力安全対策課）	6
---------------------------------------	------------	---

【警本告示】

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正	（警察本部）	6
-------------------------	--------	---

【雑 報】

消防設備士試験の実施	（消防総務課）	7
------------	---------	---

告 示**島根県告示第359号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

平成27年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
社会福祉法人 ウェル エヌシー	介護老人保健施設	介護老人保健施設 たて がみの郷 ユニット型	大田市波根町1290番地1	平成27年 4月28日

島根県告示第360号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市湖陵町常楽寺961-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第361号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 加入区の名称
大社
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分
- 2 (1) 加入区の名称
久手
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

五十猛

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、五十猛出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表9の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

島根県告示第362号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第363号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（いか巣びき網漁業））の許可又は起業の認可の申請期間を、平成27年5月12日から平成27年5月19日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第364号

平成27年島根県告示第216号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

出雲ファッションモール店 島根県出雲市渡橋町593番

2 意見の概要

意 見	理 由
車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺は朝夕多くの歩行者・自転車の通行も見込まれる。

1		よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。
2	開発区域周辺道に交通渋滞をまねかないよう、公安委員会、各道路管理者と協議のうえ、対策を講じること。	国道9号線は通行車両が多いことが予想され、混乱・事故が生じないよう対策を講じておく必要があるため。
3	雨水排水の流末処理について、道水路管理者と協議すること。また、開発事業施工中の雨水対策についても検討すること。	周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。
4	周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を行うこと。 周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し、責任ある対応を求めるため。
5	長時間使用する室外機、受電設備等の稼動時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。 敷地内を照らす照明により、周辺の住宅等に影響を与えないよう、設置及び運営にあたっては、十分に配慮すること。 夜間、駐車場に出入りする自動車等により、近隣住民の安眠を妨害しないよう、必要な騒音対策を行うこと。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第28条の規定により、平成26年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況を次のとおり公表する。

平成27年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保存状況

（単位：冊）

公文書群	前年度末保存数 a	本年度中受入等数 b	廃棄数 c	本年度末保存数 a + b - c
古文書簿冊	2,265			2,265
25年部目簿冊	3,344			3,344

平成10年度から平成22年度末までに保存期間が満了した公文書	7,000			7,000
平成23年度末までに保存期間が満了した公文書群		967		967
平成24年度末までに保存期間が満了した公文書群		1,195		1,195
平成25年度末までに保存期間が満了した公文書群		1,090		1,090
合 計	12,609	3,252		15,861

2 利用状況

(1) 月別利用内訳

(単位：件、冊、人)

月	利用請求		簡易閲覧申込		元実施機関利用申込		利用相談	施設見学
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数		
4	1	2	0	0	1	1	28	24
5	0	0	1	3	2	105	45	20
6	0	0	4	23	5	8	5	41
7	0	0	1	16	3	9	6	47
8	3	59	1	5	3	6	22	43
9	1	4	0	0	1	4	6	28
10	2	11	0	0	4	20	27	30
11	3	16	0	0	4	23	26	11
12	3	67	0	0	0	0	14	18
1	0	0	3	18	2	32	16	16
2	0	0	1	12	1	2	24	31
3	0	0	5	26	0	0	22	33
合 計	13	159	16	103	26	210	241	342

(2) 利用請求の決定状況

(単位：件)

利用制限なし	利用制限あり		合 計
	一 部	全 部	
457	1	14	472

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 貸出状況

貸 出 先	行事等の内容、貸出期間、貸出公文書
島根県立古代出雲歴史博物館	企画展「入り海の記憶－知られざる出雲の面影－」にて展示・公開 貸出期間：平成27年3月10日から平成27年6月上旬まで 貸出公文書：公有水面埋立関係 波根湖干拓竣功許可書

3 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借 一式
（機器調達、設置、配線、調整、保守等一式）
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年 4月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
和幸電通株式会社 代表取締役 柿丸 薫 松江市古志原二丁目22番14号
- 5 落札金額
129,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年 3月17日

島 根 県 警 察 本 部 告 示**島根県警察本部告示第29号**

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程（平成16年島根県警察本部告示第51号）の一部を次のように改正する。

平成27年 5月12日

島根県警察本部長 警視長 福 田 正 信

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 発注する建設工事等ごとの一般競争入札又は指名競争入札の経緯、最終入札結果及び予定価格を記載した書類
第9条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年 5月12日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告が行われる一般競争入札又は入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る入札結果等に関する書類について適用し、同日前に入札の公告が行われた一般競争入札又は入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る入札結果等に関する書類については、なお従前の例による。

雑**報**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成27年度第1回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成27年 5月12日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木 良 一

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所**(1) 試験の日時**

平成27年 8月30日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）

午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続**(1) 受験願書提出先**

ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請

平成27年 6月30日（火）から 7月14日（火）まで

（郵送の場合は、7月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

イ 電子申請

平成27年 6月27日（土）午前9時から 7月11日（土）午後5時まで

（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他**(1) 受験願書用紙配置場所**

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)